

「無人航空機検査事務規程の認可に関する手続きについて」の一部改正について

改正案	現行
<p>令和4年11月2日 制定（国空無機第 222508 号） <u>令和6年5月24日 一部改正（国空無機第16425号）</u></p> <p style="text-align: right;">無人航空機安全課長</p> <p style="text-align: center;">無人航空機検査事務規程の認可に関する手続きについて</p>	<p>令和4年11月2日 制定（国空無機第 222508 号）</p> <p style="text-align: right;">無人航空機安全課長</p> <p style="text-align: center;">無人航空機検査事務規程の認可に関する手続きについて</p>
<p>1. ～ 3. (略)</p>	<p>1. ～ 3. (略)</p>
<p>4. 検査事務規程の構成及び内容 検査事務規程には、法第 132 条の 30 第 2 項及び省令第 9 条の規定により、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) ～ (10) (略) (11) 検査に要する期間に関する事項 <u>国から検査の依頼が到達した日から当該検査事務を処理するまでに要する標準的な期間</u>を記載する。なお、原則業務実施日以外での業務を行わないことを前提に定めるものとする。 (12) ・ (13) (略)</p>	<p>4. 検査事務規程の構成及び内容 検査事務規程には、法第 132 条の 30 第 2 項及び省令第 9 条の規定により、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) ～ (10) (略) (11) 検査に要する期間に関する事項 <u>検査終了から国土交通大臣への結果通知までに要する期日</u>を記載する。なお、原則業務実施日以外での業務を行わないことを前提に定めるものとする。 <u>型式認証検査及びこれに準じた検査については、無人航空機ごとに処理期間が異なるため、「不定」等と記載してよい。</u> (12) ・ (13) (略)</p>
<p>5. ～ 8. (略)</p>	<p>5. ～ 8. (略)</p>
<p>附則（令和4年国空無機第 222508 号） <u>1.</u> この要領は、令和4年12月5日から施行する。</p>	<p>附則（令和4年国空無機第 222508 号） この通達は、令和4年12月5日から施行する。</p>

附則（令和6年国空無機第16425号）

1. この要領は、令和6年5月24日から施行する。

2. この要領の施行の際、現に認可を受けている検査事務規程については、改正後の規定にかかわらず、令和6年8月24日までは、なお従前の例によることができる。

（様式1）～（様式5）（略）

（様式1）～（様式5）（略）